第九条の二の三の次に次の一条を加える。

（法第二百九十四条第三項の通知方法）

第九条の二の四　市町村長は、法第二百九十四条第三項の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一　指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二百九十四条第三項の規定により通知すべき事項を送信すること。

二　特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第二百九十四条第三項に規定する他の市町村の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三　当該他の市町村の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

第九条の三の二中「地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る」を「指定法人が使用し、及び管理する」に改め、同条を第九条の三の三とし、第九条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百十七条の通知方法）

第九条の三の二　市町村長は、法第三百十七条の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一　指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三百十七条の規定により通知すべき事項を送信すること。

二　特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第三百十七条に規定する税務署長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三　当該税務署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

第十条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第四項」を「第六項」に、「の使用に係る」を「が使用し、及び管理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者（法第三百十七条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。）は、当該申告書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

4　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第十条の二に次の一項を加える。

3　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の㈣の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長（法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第十四条に次の一項を加える。

3　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の㈣の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長（法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第二十四条の二十九に次の一項を加える。

2　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条の四第一号イの規定による指定を受けている法人は、この省令の施行の日に、この省令による改正後の地方税法施行規則第一条の九の二第一号の指定があったものとみなす。

○農林水産省令第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第百二十八号を第百二十九号とし、第百三号から第百二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第百十二号の次に次の一号を加える。

百十三　ベラプロスト

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第一号

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百六号）の施行に伴い、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第五号、第六十七条第一項第四号及び第七十条第二項中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の七第二項及び第六十六条の二第一項第一号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

附　則

この省令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。